



複写厳禁

様式第6号(第7条関係)

6 指令幸第1-1号

一般廃棄物処理業許可証

住所 刈谷市大正町六丁目203番地

氏名 ヒラテ産業 有限会社

代表者 代表取締役 平手 裕樹

令和6年1月23日付けで申請のあった一般廃棄物処理業については、  
次の条件を付して許可する。

令和6年4月1日

幸田町長 成 瀬



1 許可の内容

- (1) 業 種 一般廃棄物収集運搬業（ごみ）  
(2) 有効期間 令和6年4月1日から令和8年3月31日まで  
(3) 区 域 幸田町全域

2 許可条件

関係法令を遵守すること。